

# 社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会員規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都府社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第18条の3により、会員に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会 員)

第2条 本会の会員は、次の各号の1に該当するもので、本会の目的に賛同し、入会したものである。

- (1) 市、町村社会福祉協議会
- (2) 民生委員・児童委員等の社会福祉奉仕者又はその代表者
- (3) 社会福祉関係公務員
- (4) 公私社会福祉施設
- (5) 社会福祉団体
- (6) 社会福祉に関係のある団体
- (7) 学識経験者

## (入 会)

第3条 本会の会員となるには、本会が定めた入会申込書並びに実態調査票に必要事項を記入して事務局に提出するものとする。

2 前項により入会の申込があったときは、事務局において調査し、所属又は関係連絡協議会長に図り、入会の可否につき意見を付し、理事会の議を経て入会を承認する。

第4条 理事会において入会を承認したときは、その日を入会の日と定め、その旨を所属又は関係連絡協議会長並びに入会申込者に通知するとともに会員名簿に登録する。

第5条 理事会において入会を承認しなかったときは、その旨を所属又は関係連絡協議会長並びに入会申込者に通知するものとする。

## (退 会)

第6条 会員は、次の場合は退会したものである。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 解散又は死亡したとき
- (3) 1か年以上会費を滞納し、納入の意志がないと理事会が認めたとき

第7条 会員が退会したときは、その旨を理事会並びに所属又は関係連絡協議会長に報告するものとする。

第8条 会員で、本会の名誉を毀損し、又は趣旨目的に反する行動があったときは、評議員会の議を経てこれを除名することができる。

第9条 会員は別表に定めるところにより、入会の承認があったときから、毎年度会費を納入するものとする。ただし、次のものについては会費納入を免除することができる。

(1) 社会福祉関係公務員

(2) 学識経験者

2 会費の納入があったときは、本会より領収書を交付する。既に納付した会費は過誤納の場合のほか、会員がその年度途中で退会（除名を含む。）した場合でも、これを返還するものとする。

附 則

1. この規程は平成7年5月19日から実施する。
2. 昭和53年4月1日から実施している社会福祉法人京都府社会福祉協議会会員会費規程は廃止する。

附 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
2. 平成16年4月1日以降に合併した市町村社会福祉協議会（京都市社会福祉協議会を除く。）の会費額について、第9条別表の規定中「平等割」とあるのは、同表の規定にかかわらず、「本所を1とし、これに支所1箇所あたり0.5を加算した数の合計（以下、「修正係数」という。）を、40,000円に乗じた金額とする。

ただし、本所と支所が合併前の一の市町村域に併存する場合には、修正係数の算出にあたり、当該支所については0.5を加算しないこととする。